様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025 年 1月　 27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうきょうちかてつ  一般事業主の氏名又は名称 東京地下鉄株式会社  （ふりがな）やまむら　あきよし  （法人の場合）代表者の氏名　　山村 明義  住所　〒 110-8614  東京都台東区東上野3-19-6  法人番号　4010501022810  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 東京メトロプラン2024 | | 公表日 | 2022年4月7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 東京メトロプラン2024（P.3、P.6）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024.pdf | | 記載内容抜粋 | ・環境・社会・経済の持続可能性に配慮し、事業を通じ社会課題の解決を図るべく、サステナビリティを経営の中心に据え、「安心で、持続可能な社会」の実現を目指す2030年に向けた姿勢として「サステナビリティ経営ビジョン」を策定（P.3）  ・あくなき技術力の研鑚、デジタルトランスフォーメーション、パートナーシップの強化による業務の変革と新たな企業価値の創造（P.6） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会承認を得た公表媒体に記載されている事項 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①東京メトロプラン2024  ②東京メトロプラン2024変更版  ③2024年度事業計画 | | 公表日 | ①2022年4月7日  ②2023年3月24日  ③2024年3月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページに掲載  ①東京メトロプラン2024（P.12、P.17、P.19）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024.pdf  ②東京メトロプラン2024変更版（P.5）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024\_02.pdf  ③2024年度事業計画（P.3）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/scheme/pdf/plan2024\_\_1.pdf | | 記載内容抜粋 | ・設備状態把握による保守業務遠隔化（CBM）の実現（①P.12、19、②P.5）  ・車両データの分析を活用した故障予知技術・劣化予測技術の促進（CBM）（①P.12、19）  ・地域との連携・メトポの活用等による新たなお出かけ機会の創出（①P.17、③P.3） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会承認を得た公表媒体に記載されている事項 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページに掲載  ①東京メトロプラン2024（P.27、P.28）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024.pdf  ②東京メトロプラン2024変更版（P.7）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024\_02.pdf | | 記載内容抜粋 | ・デジタル人財の新規採用（①P.27）  ・社内のアプリ内製開発人財研修やデータ分析・活用人財育成講座によるデジタル人財の育成強化（①P.27）  ・全社員のデジタルリテラシー向上及びDX基礎スキル習得（①P.27）  ・専門講座の受講、資格取得による専門スキルの習得、社外データ分析コンペ等への参加による実践的スキルの習得（①P.27）  ・ＤＸの推進に向けた体制強化のためにデジタルイノベーション推進部を設置（①P.28）  ・さらなる需要創出に向けて「CX・マーケティング部」を新設（②P.7） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページに掲載  東京メトロプラン2024変更版（P.11）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024\_02.pdf | | 記載内容抜粋 | ・2022～2024年度まで総額250億円を社内ネットワークシステム改良及び新技術開発・導入のための設備投資枠と位置づけDXを推進している（P.11） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①東京メトロプラン2024  ②東京メトロプラン2024変更版 | | 公表日 | ①2022年4月7日  ②2023年3月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページに掲載  ①東京メトロプラン2024（P.31、P.32）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024.pdf  ②東京メトロプラン2024変更版（P.14、P.15）  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024\_02.pdf | | 記載内容抜粋 | ・鉄道運転事故件数及びインシデント件数（①P.31、②P.14）  ・定時運行率（①P.31、②P.14）  ・東京メトロmy!アプリ等を活用したパーソナライズされたサービスの普及（①P.31、②P.14）  ・技術開発の推進、専門人財の育成（①P.32、②P.15）  ・データ分析人財、内製開発人財の育成人数（①P.32、②P.15） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年4月7日 | | 発信方法 | ホームページに掲載  東京メトロプラン2024(P.3)  https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/plan/pdf/mp2024.pdf | | 発信内容 | 東京地下鉄株式会社の代表取締役社長である山村明義より、以下の内容を発信した。  ・お客様の安全を第一に、設備・業務のスリム化など安全の確保を前提としたコスト構造改革や、「City Tourism」等の新たなお出かけ機会の創出、さらにはTIMA（車両情報監視・分析システム）をはじめとしたCBM（状態基準保全）や「混雑の見える化」等の他社や研究機関と協力し開発した新技術・DXの活用により鉄道事業を進化させる（P.3）  ・組織体制・ガバナンスの強化により、経営基盤の強化を図る（P.3） |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月～10月頃 | | 実施内容 | 自己診断結果入力サイトから入力 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2014年2月～継続実施中 | | 実施内容 | ・システムの安全性の維持向上に関する方針の策定及び実施の体制等に関する社内規定（サイバーセキュリティ対策規程）を制定  ・社内システムを対象としたセキュリティ対策に関する内部監査および外部監査を毎年実施  ・全グループ社員を対象に不審メール訓練及び情報セキュリティ研修を毎年実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。